

ポイント

- 第4次基本計画における成果と課題を踏まえ、男女の固定的な役割分担意識の解消など、引き続き取り組むべき課題に対応する。
- 共働き・子育ての推進や仕事と健康課題の両立、働く場での男女格差の是正といった、近年注目の高まるテーマを踏まえながら、全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」への切り替えを目指していく。
- 改正育児・介護休業法や女性支援新法など、新たな法整備の趣旨を踏まえ検討を行う。

I 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯と目的

少子・高齢化のさらなる進行や世帯構成の変化、コロナ下において様々な問題を抱える女性が顕在化するなど、取り巻く環境が大きく変化した中、改めて、今後5年間に福岡市が市民とともに取り組むべき施策の方向と内容を明らかにする。

2 策定の背景

(1) 国際的な動き

- ・国連などによる取り組み（SDGs等）が進むとともに、各国で女性の進出がますます顕著に

(2) 国内の社会情勢の変化

- ・少子高齢化による労働力人口の減少、女性の有業者数は過去最高、一方で半数が非正規
- ・男性の家事育児時間は諸外国と比較し未だ低水準の中、「共働き・子育て」といったテーマへの注目が高まる
- ・女性の健康課題の経済損失年間3.4兆円
- ・職業観、家庭観が変化する中「令和モデル」への切り替えが求められている
- ・女性の課題が複雑化、多様化、複合化。きめ細かく包括的な支援が求められている

(3) 国等の動き

- ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律、育児介護休業法、DV防止法、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」など、男女共同参画関連の法整備が進行

3 第4次基本計画の評価と今後の課題

(1) 主な取り組みと成果

- ①総合的な企画調整機能の強化：企画調整と事業実施の部門を集約して一体的に事業を実施し、つながりサポート事業の実施や地域活動ハンドブックの改訂等を実施
- ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護：自立生活援助事業の開始、児童虐待との連携強化
- ③ワーク・ライフ・バランスの推進：男性の育児取得率の上昇、残業時間が縮減
- ⑤働く場での女性活躍の推進：健康課題と仕事の両立に取り組む企業を支援
- ⑦地域における男女共同参画意識の浸透：みんなにやさしい防災研修の開始

(2) 数値目標の達成状況

- ・男女共同参画に関する市民意識は男女ともに改善しており、女性は目標達成
- ・DVに関する認知度・理解度は、目標未達も概ね改善
- ・意思決定過程への女性の参画については概ね目標達成
- ・民間企業関連指標は目標未達も女性管理職比率は上昇

(3) 今後の課題

①男女の固定的な役割分担意識の解消と意思決定過程への女性参画促進

- ・男女共同参画意識はこれまでの取り組みにより改善傾向にあるが、年代や性別で意識の差が存在。各層に応じて身近で共感を得られるテーマを通じた働きかけなどの取り組みが必要
- ・意思決定過程への女性の参画では、市の審議会等委員や市職員の管理職比率に一定の進展あるも、一層の取り組みを要する。地域での諸団体の長への就任状況は引き続き低い水準にあり、リーダー育成などの取り組みを地域の自主性を尊重しながら進める必要がある

②ジェンダーに基づく暴力の根絶と未然防止

- ・配偶者等からの暴力に係る相談窓口の認知度等が目標に達せず、相談への心理的ハードルも顕在化被害深刻化の未然防止に向けた相談窓口の周知や若年層への啓発が課題
- ・DVに限らず、性犯罪・性暴力などのジェンダーに基づく暴力の根絶と予防に向けた教育・啓発や相談窓口の周知をさらに推進していく必要

③困難を抱える女性への支援

- ・令和6年4月施行の女性支援新法を踏まえ、支援を必要とする女性が抱える問題や背景、心身の状況等に応じたきめ細かく包括的な支援が必要

④ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する環境整備や働き方改革、男性の育児休業取得は進展あるも、家事・育児・介護等の無償ケア労働は依然として女性に負担偏重
- ・職場での女性活躍が進む一方、賃金格差や管理職比率の差など、職場における男女間格差は解消に至らず、企業への啓発や支援が必要

II 第5次基本計画の基本的考え方

1 福岡市が目指す姿

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会

基本目標1	あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会
基本目標2	あらゆる暴力が根絶された社会 ※1
基本目標3	女性が安心して暮らせる社会 新 ※2
基本目標4	仕事と生活の調和が実現した社会 ※3
基本目標5	性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会 ※3
基本目標6	あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

※1 福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（一部）

※2 福岡市女性支援基本計画

※3 福岡市働く女性の活躍推進計画

4 第5次基本計画の体系

基本目標ごとに施策の方向を定め、体系的に推進していく。（P.25、42参照）

また、現計画の評価と課題、社会経済情勢の変化などを踏まえ、重点的に取り組む施策を選定する。

5 成果指標及び参考指標

基本目標ごとに、計画期間中に本市が達成すべき成果指標及び計画の進捗状況を分かりやすく示す参考指標をそれぞれ設定する。（P.26～27 参照）

6 計画の推進

(1) 推進体制と進行管理

(2) 男女共同参画推進に関する拠点施設、区役所の役割

(3) 多様な主体との連携・共働